

平成 27 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 27 年 8 月 27 日天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（28 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	君
3 番	君	4 番	川 口 直 君
5 番	君	6 番	森 本 文 隆 君
7 番	佐 々 木 碩 哉 君	8 番	中 村 三 千 人 君
9 番	-	10 番	江 良 邦 勝 君
11 番	浦 上 廣 幸 君	12 番	山 本 友 保 君
13 番	-	14 番	福 本 富 人 君
15 番	山 下 和 弘 君	16 番	川 峯 正 美 君
17 番	川 崎 眞 志 男 君	18 番	君
19 番	黒 川 紀 世 子 君	20 番	橋 本 正 寛 君
21 番	宮 崎 義 一 君	22 番	森 下 雅 成 君
23 番	滝 下 清 三 郎 君	24 番	山 田 勝 彦 君
25 番	君	26 番	柴 田 眞 一 君
27 番	山 本 隆 久 君	28 番	松 岡 健 吾 君
29 番	君	30 番	小 川 浩 治 君
31 番	松 原 高 弘 君	32 番	松 川 兼 光 君
33 番	君	34 番	倉 田 喜 一 君
35 番	君	36 番	梅 田 良 二 君
37 番	平 岡 秀 樹 君	38 番	本 田 実 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（8 名）

2 番	稲 田 秀 敏 君	3 番	川 原 昭 雄 君
5 番	武 内 正 俊 君	18 番	森 岡 一 正 君
25 番	前 田 達 也 君	29 番	小 堀 田 幸 一 君
33 番	戸 谷 泰 典 君	35 番	池 田 裕 之 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林 泰 裕	局長補佐	藤 本 寿
主 幹	瀧 本 由 一	主 査	寺 澤 大 介
書 記	川 中 浩 一 朗		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 44号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 45号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 46号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 5 議第 47号 非農地通知書交付申請について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） ただいまから平成 27 年第 8 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。台風 15 号の通過で後片付け等大変な時であったと思いますけれど、ご出席いただきましてありがとうございました。また、先日ひまわり畑の畦畔の草払いにつきましては、担当地区の委員さんには大変ご苦労様でした。後で局長から報告があるかと思いますが、農業委員会の法改正がまだ長引いて今日も審議中であろうかと思っております。一応、9 月に選挙がある場合と、任期の延長の場合の 2 本立てでしておりますので、来月の 9 日に農業委員立候補者の説明会を行うことを広報には載せております。ただし、法改正があつて公布があると選挙はありませんので、但し書きをつけて掲載します。その点はご了承いただきたいと思ひます。本日もよろしくお祈いします。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 8 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしくお祈いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、36 番、梅田良二委員、38 番、本田実委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田 185 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2 番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田 1 筆 1,775 m²を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

3番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の田1筆521㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

4番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1筆721㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 5番について説明します。志柿町の譲受人は太田町の譲渡人より、志柿町の畑369㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には柿・梅・野菜を栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の田302㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。この案件は2、3年前に一度出た案件でございまして、譲受人の母が登記をする前に亡くなりましたので、子が改めて許可申請をされるというわけでございます。場所は本町下河内の東に位置し、県道本渡五和線の北側にあります。野菜や花を作るということでございました。別に問題はなかろうかと思えます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。2番について説明致します。場所は県道より大多尾方面の農道に入って、約400m行った水田です。譲渡人は譲受人の叔父にあたります。叔父から甥への贈与になりますので、何等問題ないかと思えます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。3番について説明致します。場所は2番案件と同じく農道に入って先程の所からさらに500m程山手に入ったところの水田になります。譲渡人と譲受人は友人関係にありまして、譲渡人がもう耕作できないということで譲受人に売り渡すということでございます。これについても何等问题ないかと思えます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番、小川です。4番について説明致します。場所は産交バス河浦営業所のすぐ近くに位置しております。譲受人と譲渡人は親子であって今回贈与によって所有権を移転し、現在荒れ地になっておりますが、地域の農地調整に協力し農薬の使用方法についても周囲と協調して耕作する予定であります。問題はないと思えますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に5番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。5番について説明致します。場所は志柿町にあるバリューというスーパーから東に入っていったところですが、譲受人と譲渡人の関係ですが、譲渡人は薬剤師をしていて自分は農業しないので、本家に返すということです。譲受人の家の前の農地です。譲受人が既に柿とかは作ってあります。今度贈与で実家に返すということです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。6番について説明致します。場所は瀬戸のコメリ付近になります。譲渡人は高齢で、譲受人は甥になります。伯母と甥の関係です。譲渡人が高齢なので、甥に売るとということです。柿とかみかんとか色々作ってありました。特別は問題ないかと思いますが、審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第45号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の借受人は個人住宅を建築するため、本渡町の貸渡人から本渡町の畑268㎡を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法

許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、母から使用貸借権設定により借り受け、自己住宅を建築したいということです。場所は矢橋の近くで、資料④の5条1番です。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。付近は住宅化が進んでおりますが、隣接同意書も添付しており、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。新和町の譲受人は個人住宅を建築するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の畑668㎡のうち303㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○22番（森下雅成君） 22番、森下です。2番についてご説明致します。申請地は楠浦町の上ノ原というところで、最近住宅化が進んでいる地域でございます。楠浦小学校まで徒歩で10分、稜南中学校まで徒歩で20分という環境で地理的条件に恵まれた場所でございます。譲受人は新和の方ですが、家族5人で立地条件が良い申請地に住居を建てたいということです。給排水ですが、給水は天草市の上水道より給水します。雨水は道路側溝へ流し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽より側溝へ流します。隣接農地への土砂の流出がないようにし、日照や通風で支障が出るような施設は増築しない旨の確約もございます。さらに隣接耕作者が3名いらっしゃいますけれど、隣接者3名と地区の区長の同意も添付されております。ご審議方をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一朗君) 3番について説明します。有明町の譲受人は宅地拡張をするため、有明町の譲渡人から有明町の畑60㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、すでに造成済みですので始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番(浦上廣幸君) 11番、浦上です。3番について説明申し上げます。ただいま事務局より説明のとおりでございます。場所は有明町島子の中心部の交差点から熊本方面に少し行ったところでございます。先程説明のとおり、前方のスクリーンを見ていただくと分かるように、写真の先の家が譲受人の家であり、手前が申請地であります。ここに自動車3台と浄化槽を設置したいということでございます。既に駐車場として利用してあるため、農地法違反は2度としないということで始末書が添付してあります。問題ないと思いますのでご審議方、よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 4番について説明します。栢宇土町の譲受人は、宅地を拡張し家を増築したいため、栢宇土町の譲渡人から、栢宇土町の畑1筆23㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。4番について説明致します。申請者、申請地は事務局説明のとおりです。場所は旧栢宇土小学校から国道266号線を牛深方向に行ったところにあります。現在は自分の土地と思って増築をされているわけですが、登記手続きの段階で隣接者の土地に建てていたことがわかり、売買によって所有権移転と地目変更をしたいということでございます。誠に申し訳ないということで、今後このようなことがないように十分注意しますので、寛大なる配慮をお願い致しますという始末書が添付されています。雨水、排水につきましては、区長さんの同意がありまして、道路の排水溝へ流すようになっております。審議をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第46号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第46号について説明します。資料②の5ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が11件、再設定の計画が3件、合計で14件、総面積は36,736㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、10ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定14件につきまして質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第47号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第47号について説明します。資料②の8ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、五和町1件、本渡町3件、総面積は10,841㎡となっております。当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、9ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、スクリーンに映しますので、ご意見を伺いたいと思いません。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②8ページの、1番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②8ページの、2番、本渡町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②8ページの、3番、4番、本渡町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番から4番は山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程6、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の10ページに記載しております。農地利用・形状変更届が河浦町1件、盛り土をして田から畑へ変更したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成27年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後2時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 梅田良二

署名委員 木田美

